

IV 各人権問題に対する取組

宮崎県では、令和4年3月に「宮崎県人権尊重の社会づくり条例」を策定し、あらゆる差別を解決し、誰もが自分らしく生きていける平和で豊かな社会の実現を目指しています。

I 女性

(1) これまでの取組

国際社会の取組

年	取組等
昭和54(1979)年	「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)」の採択
平成7(1995)年	「女性の権利は人権である」とうたった「北京宣言」の採択
平成27(2015)年	「持続可能な開発目標(SDGs)」(国連サミット採択)の一つにジェンダー平等を設定
令和元(2019)年	「仕事の世界における暴力及びハラスメントの撤廃に関する条約」の採択

国の取組

年	取組等
昭和61(1986)年	「男女雇用機会均等法」施行
平成11(1999)年	「男女共同参画社会基本法」制定
平成12(2000)年	「男女共同参画基本計画」策定 ※平成17(2005)年、平成22(2010)年、平成27(2015)年に改定
	「ストーカー行為等の規制等に関する法律」施行
平成13(2001)年	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」施行 ※平成25(2013)年に改定
平成27(2015)年	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」制定 ※令和元(2019)年、令和4(2022)年に一部改定
平成30(2018)年	「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」施行 ※令和3(2021)年に一部改定
令和2(2020)年	「第5次男女共同参画基本計画」策定
令和4(2022)年	「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」施行 「AV出演被害防止・救済法」施行

県の取組

年	取組等
平成13(2001)年	男女共同参画社会づくりの推進拠点となる「宮崎県男女共同参画センター」の開設
平成14(2002)年	「みやざき男女共同参画プラン」策定 ※平成24(2012)年、平成29(2017)年に改定
平成15(2003)年	「宮崎県男女共同参画推進条例」施行
平成18(2006)年	「DV対策宮崎県基本計画」策定 ※平成21(2009)年、平成26(2014)年に改定
平成27(2015)年	「みやざき女性の活躍推進会議」の設立
平成28(2016)年	性暴力被害者等の総合的な支援を行う性暴力被害者支援センター「さぼーとねっと宮崎」の開設
平成31(2019)年	「第4次DV対策宮崎県基本計画」策定
令和4(2022)年	「第4次みやざき男女共同参画プラン」策定

(2) 現状と課題

男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、少子高齢化の進展や社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、社会全体で取り組むべき最重要課題です。

国においては、平成 11 (1999) 年 6 月に「男女共同参画社会基本法」が施行、平成 12 (2000) 年 12 月に基本法に基づく国の計画として初めての男女共同参画社会基本計画が策定され、改定を重ねながら、様々な取組が進められてきました。

本県においても、この法律等の趣旨を踏まえ、平成 14 (2002) 年 3 月に「みやぎき男女共同参画プラン」を策定するとともに、平成 15 (2003) 年 3 月には「宮崎県男女共同参画推進条例」を制定し、男女共同参画社会の実現に向けた様々な施策を総合的に推進してきたところです。

しかしながら、世界経済フォーラムが令和 5 (2023) 年に公表したジェンダーギャップ指数では、日本は 146 か国中 125 位と、特に政治・経済分野での格差が大きく、その解消に向けた対策が求められています。

本県においても、政策・方針決定過程への女性の参画は十分とは言えず、女性への家事や育児などのアンペイドワーク（無報酬労働）の負担の偏重により、女性が就職を希望しながら実現できていない状況や女性の就業者の約半数が非正規雇用であることから、男女の賃金格差が生じている状況にあります。また、令和 2 (2020) 年に実施した「男女共同参画社会づくりの県民意識調査」においても、「社会全体で男女が平等になっていると感じる人の割合」は 2 割にも届いていません。

さらに女性は、配偶者等からの暴力（DV）や性暴力・性犯罪の被害者になることが多く、被害も深刻であるとともに、近年、SNS などインターネット上の新たなコミュニケーションツールの広がりに伴い、これを利用した性犯罪など、暴力をめぐる状況は一層多様化しています。

女性に対する暴力の背景には、固定的な性別役割分担意識や社会的地位、経済力の格差など、男女が置かれた状況の違いや根深い偏見等が存在しており、暴力の根絶を図ることは、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題となっています。

(3) 指導の在り方及び配慮事項





学校教育においては、性別に基づく固定的な役割分担意識を是正し、人権尊重を基盤とした男女平等の意識を確立するため、男女平等を推進する教育の充実を図ることが求められています。

指導においては、以下の点に配慮することが必要です。

- ① 男女が互いの人権を尊重し、一人一人の個性と能力を発揮できるような学校（園）・学級経営を推進する。
- ② 一人一人の自立の意識を育み、男女平等の理念を推進する教育の充実を図る。
- ③ 女性が精神的、身体的及び社会的に、より自分らしく生きていける。
- ④ 女性の人権について正しい知識と理解を深めるために、関係機関と連携した教育を推進する。

- ⑤ 幼児児童生徒が性別役割分担意識をもつことなく、仕事と育児・介護が両立する社会を築くことの重要性が理解できるような教育を推進する。
- ⑥ 学校（園）の教育活動全体を通して、進路指導やキャリア教育の内容の充実を図り、幼児児童生徒の望ましい職業観・勤労観を育み、一人一人の能力や適性を生かすことのできる指導の充実を図る。
- ⑦ 養護教諭との連携の下、人間尊重及び男女平等の精神に基づく性教育の指導の充実を図る。その際、学校（園）だけでなく、家庭や地域社会、関係機関との連携を図りながら、女性の人権や、互いの性に対する正しい理解や認識を深めていく必要がある。
- ⑧ DVやセクシュアル・ハラスメントなど女性を取り巻く様々な社会問題の現状と課題を把握し、女性の人権確立のための正しい理解と認識を深めるための研修を積極的に推進していくことが求められる。
- ⑨ 性犯罪・性暴力の加害者・傍観者にさせないための取組が必要であり、幼児児童生徒の発達段階や被害者の多様性等に配慮したきめ細やかな指導が必要である。

（４）参考資料等

- 令和６年度 女性に対する暴力をなくす運動（内閣府 男女共同参画局 ホームページ（以下「HP」と表記する。））
 ※ ポスター、リーフレット、パンフレット等の啓発資料
https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/no_violence_act/index.html

- デートDVって？（内閣府 男女共同参画局HP）
 ※ これって当たり前？
https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/date_dv/index.html

- 学校と地域で育む男女共同参画の促進（文部科学省HP）
 ※ 教材及び教員向け指導の手引き
 （小・中学生を対象に、男女の尊重や自分を大事にするための理解、固定的な性別役割分担意識解消の理解を深める教材及び指導の手引き等を作成。）
https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/kyoudou/detail/1376840_00004.htm

- 生命（いのち）の安全教育教材・指導の手引き（文部科学省HP）
 ※ 「生命（いのち）の安全教育」指導の手引き
 （幼児期から高校生までの各段階別における教材・授業展開例等）
https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index2.html#elementary-high


2 子ども

(1) これまでの取組

国際社会の取組

年	取組等
平成元(1989)年	「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」採択 ※「児童に関する全ての措置をとるに当たり、児童の最善の利益が主として考慮されること」と明記(日本は平成6(1994)年に批准)

国の取組

年	取組等
平成11(1999)年	「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」制定
平成12(2000)年	「児童虐待の防止等に関する法律」施行 ※平成19(2007)年に改定
平成15(2003)年	「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」(出会い系サイト規制法)施行
平成21(2009)年	「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」施行
平成22(2010)年	「子ども・若者育成支援推進法」施行
平成24(2012)年	子ども・子育て関連3法(「子ども・子育て支援法」等)施行
平成25(2013)年	「いじめ防止対策推進法」施行
平成26(2014)年	「子どもの貧困対策の推進に関する法律」施行
令和5(2023)年	「こども基本法」施行

県の取組

年	取組等
昭和52(1977)年	「宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例」制定
平成17(2005)年	「次世代育成支援宮崎県行動計画」策定 ※平成22(2010)年に新たな「次世代育成支援宮崎県行動計画」策定
平成26(2014)年	「宮崎県いじめ防止基本方針」策定
令和2(2020)年	「宮崎県社会的養育推進計画」策定
	「第2期宮崎県子どもの貧困対策推進計画」策定
	「第2期みやざき子ども・子育て応援プラン」策定

(2) 現状と課題

物質的に豊かになり、生活の利便性が向上する一方で、生活体験や自然と触れ合う機会が減少したことにより、子どもたちに生命や自然を大切に作る心、我慢する心や物を大切に作る心が育ちにくくなっています。

さらに、少子化、核家族化の進行や、都市化の進展などに伴う地域の人間関係の希薄化により、子育て中の家庭が孤立しがちになっています。このため、子育てについての不安や悩みなど精神的負担が増大するとともに、過保護や過干渉、放任という状況も表れており、子どもに対して、規範意識、社会性、共生の心を育てにくい環境となっています。

家庭の養育力の低下や地域の連帯感・人間関係の希薄化などにより、子どもや家庭をめぐる問題は多様化・複雑化しており、全国では虐待により幼い命が奪われるなどの深刻な事案が起っており、

児童虐待相談対応件数は、全国的に増加傾向にあり、本県の令和5年度の相談対応件数は、1,791件となっています。近年増加している理由としましては、児童虐待死亡事件の全国的な報道等による関心の高まりや、児童相談所への無料直通ダイヤル「189」（いちはやく）など、相談窓口・方法の周知が進んだこと、警察や学校などの関係機関等による通告の徹底が図られたことが考えられます。

※相談対応件数は、令和4年度の2,019件が最も多い。

また、児童売春やインターネット上における児童ポルノ、露骨な性描写、暴力・残虐シーンなどの有害情報の氾濫、覚せい剤等薬物乱用、SNS等の利用を通じて犯罪に巻き込まれるなど憂慮すべき社会状況も見られます。

学校ではいじめや不登校、非行等の問題行動が依然として深刻な状況にあります。

加えて、家庭が貧困であるため、子どもの日常生活や教育等に影響が及ぶ「子どもの貧困」の問題や家族の介護や幼い弟や妹等の世話等を行っているヤングケアラーの問題があります。特に、ヤングケアラーは表面化しにくい問題です。

子どもの健やかな成長を促すためには、子どもの権利が擁護されることが重要です。子どもを取り巻く様々な場面において、引き続き子どもの権利が尊重されるよう、家庭、学校、地域社会が互いに連携を図りながら、それぞれの教育力を高め、その力を十分に発揮するとともに、子どもの人権の尊重及び保護に向けた取組を積極的に推進していくことが求められます。

(3) 指導の在り方及び配慮事項

学校教育においては、幼児児童生徒の人権意識の高揚を図るための教育を幼（保）小中高を通じ、一貫して実施することが求められます。

そのためには、各学校（園）における人権教育を充実させるとともに、幼児児童生徒の人権に配慮し、一人一人を大切にされた学校（園）・学級経営が行われる必要があります。

指導においては、以下の点に配慮することが必要です。

- ① 生命や人権を尊重する心、正義や公正さを重んじる心をもつとともに、互いの違いを受け入れることができる幼児児童生徒の育成を図り、共に生きる社会の実現を目指すように努める。
- ② いじめは幼児児童生徒の人権に関わる重要な問題であり、人間として絶対に許されないと認識の下に、その解決を図るため、相談体制の整備のほか、研修の充実、家庭や地域社会への啓発の充実に努める。
- ③ ボランティア活動などの地域社会への参加や奉仕活動、自然との触れ合いなどの体験活動を通して、人権尊重の精神の涵養、社会の一員としての役割の自覚を促し、心豊かな幼児児童生徒の育成を目指す。
- ④ 幼児児童生徒一人一人の生活環境を十分に把握し、それぞれの発達段階に応じた豊かな人権感覚を身に付けさせるための適切な指導を行う。
- ⑤ 学校（園）の取組を公表したり、幼児児童生徒と保護者が一緒になって取り組む活動を工夫したり、保護者や地域の人々との意見交換をする場を設定したりするなど、学校（園）・家庭・地域社会が連携し、共に育てていくという視点に立ち、幼児児童生徒の人権を尊重し、生命や安全を守るための取組を行う。

- ⑥ 幼児児童生徒の豊かな人間性や社会性を育み、一人一人が人間関係を築く能力やコミュニケーションの技能、他の人の立場に立って考えられるような想像力を身に付けるための多様な体験的な活動を、学校（園）の実態等に応じて積極的に取り入れる。その際、事前指導や事後指導を工夫し、その取組が単発のイベントのようなものに終わることなく、計画的・系統的に取り組む必要がある。
- ⑦ 教職員は、幼児児童生徒の意見をしっかりと受け止めて聞くことや明るく丁寧な言葉で声を掛けるなど、一人一人の大切さを自覚し、一人の人間として接するという態度をもって指導していく必要がある。特に、不登校（傾向）のある幼児児童生徒には、このような配慮が求められる。
- ⑧ 教職員は、いじめや暴力をはじめとし、他の人を傷付けるような問題が発生したときは、これらの行為を見過ごすことなく、学校（園）全体として適切かつ毅然とした指導を行い、正義が貫かれるような学校（園）・学級にしていかななくてはならない。
- ⑨ 教職員は、校内研修や校外研修、自己研修等を通じ、人権尊重の意識を高め、自分自身の人権感覚を磨くなど、資質の向上を図ることが求められる。
- ⑩ 教職員は、人権尊重の理念について十分に認識し、幼児児童生徒一人一人が大切にされていることを自ら実感できるような環境づくりに努める必要がある。その際、教職員による自らの言動が、幼児児童生徒の人権を侵害することのないよう、常に意識しておかなければならない。

（４）参考資料等

- こども基本法（こども家庭庁HP）

- ※ こども基本法の概要、パンフレット、動画等
<https://www.cfa.go.jp/policies/kodomo-kihon>



- 生徒指導等について（文部科学省HP）

- ※ 「生徒指導提要(改訂版)」、「いじめ問題を含む子供のSOSに対する文部科学省の取組」、「不登校」、「子どもの自殺予防」、「教育相談」等
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/index.htm



- ※ 人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]
（「指導の在り方編」、「実践編」）

- https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/024/report/08041404.htm



- ※ 別冊 人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]実践編
（学校としての組織的な取組と関係機関等との連携等、他）

- https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/024/report/attach/1370730.htm



- 人権同和教育課作成各種資料等（宮崎県教育研修センターHP）

- ※ 人権教育、いのちの教育、生徒指導関係等
<https://mkkc.miyazaki-c.ed.jp/iinkai/jindoukyouiku/>



3 高齢者

(1) これまでの取組

国の取組

年	取組等
平成7(1995)年	「高齢社会対策基本法」制定
平成8(1996)年	「高齢社会対策大綱」策定
平成12(2000)年	「介護保険法」施行
平成18(2006)年	「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」施行
平成24(2012)年	新「高齢社会対策大綱」策定
平成28(2016)年	「成年後見制度の利用の促進に関する法律」成立
平成30(2018)年	新「高齢社会対策大綱」策定
令和元(2019)年	「認知症施策推進大綱」策定
令和5(2023)年	「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」成立

県の取組

年	取組等
令和6(2024)年	「宮崎県高齢者保健福祉計画(第10次宮崎県高齢者保健福祉計画・第9期宮崎県介護保険事業支援計画・第2次宮崎県認知症施策推進計画)」策定

(2) 現状と課題

高齢者に対する身体的・精神的な虐待や判断能力の不十分な高齢者に対する振り込め詐欺等の特殊詐欺や悪質商法などによる財産侵害をはじめとする人権侵害が社会問題となっています。

こうした状況を踏まえ、高齢者が住み慣れた地域や家庭で人間としての尊厳を保ちながら、安心して生活できるよう、高齢者個人の状況や多様なニーズに対応した保健・福祉サービスの提供をはじめ、社会参加の促進や相談体制の強化など、地域社会全体で高齢者の人権に配慮し、高齢者がその家族を支援していく体制づくりや高齢者の権利を擁護する仕組みの普及・充実が重要な課題となっています。

そして、県民全てが健康で生きがいをもって過ごすことのできる地域社会を築くためにも、高齢者に対する尊敬や感謝の心を育て、ともに高齢社会を支え合う県民意識の醸成を図っていく必要があります。

(3) 指導の在り方及び配慮事項

学校教育においては、高齢化の進展を踏まえ、学校教育活動全体を通じて、高齢者の人権についての理解を深めながら高齢者に対する尊敬や感謝の心を育てるとともに、高齢社会に関する基礎的理解や介護・福祉の問題などの課題に関する理解を深めさせる教育を推進することが求められます。

指導においては、以下の点に配慮することが必要です。

- ① 高齢者に対する偏見や差別の問題に気付かせるとともに、自分自身の課題として捉えることができるようにする。

- ② 幼児児童生徒が高齢者と交流をする中で、相互理解や連帯感を深めるようにする。その際、できるだけ高齢者のもつシニアパワー（優れた知識・技能、経験等）が生かせるような場を設定する。
- ③ 「敬老の日」「老人の日・老人週間」の行事を通じ、幼児児童生徒が高齢者の福祉について関心と理解を深めることができるようにする。
- ④ 教職員は、高齢者の人権に関わる研修を深め、家庭・地域社会と連携・協力を図りながら指導を充実する。

(4) 参考資料等

- 高齢者や障害者、子どもや女性に対する人権侵害をなくそう
(政府広報オンライン)
<https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201309/2.html>



- 「人権を学ぼう」コーナー（人権ライブラリー）
※ 高齢者
<https://www.jinken-library.jp/study/senior.php>



4 障がいのある人

(1) これまでの取組

国際社会の取組

年	取組等
昭和50(1975)年	「障害者の権利に関する宣言」採択
昭和56(1981)年	「国際障害者年」
昭和57(1982)年	国連総会で「障害者に関する世界行動計画」の採択
平成18(2006)年	「障害者の権利に関する条約(障害者権利条約)」の採択(日本は平成26(2014)年に批准)
令和4(2022)年	国連の障害者権利委員会による第1回政府報告対面審査

国の取組

年	取組等
平成5(1993)年	「心身障害者対策基本法」を「障害者基本法」に改正
平成12(2000)年	「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(交通バリアフリー法)」の制定
平成14(2002)年	障がい者の資格・免許取得に関して、各種法令の欠格条項を見直す改正法の施行
平成17(2005)年	「発達障害者支援法」施行
平成18(2006)年	「高齢者、障害者等の移動の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)」施行
	「障害者自立支援法」施行
平成23(2011)年	「障害者基本法」改正
	「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)」制定
平成25(2013)年	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」施行
	「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(障害者優先調達推進法)」施行
	「改正障害者雇用促進法」施行
平成28(2016)年	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」施行
令和6(2024)年	「改正障害者差別解消法」施行 ※事業者の合理的配慮の義務化等

県の取組

年	取組等
平成12(2000)年	「人にやさしい福祉のまちづくり条例」制定
平成28(2016)年	「障がいのある人もない人も共に暮らしやすい宮崎県づくり条例(障がい者差別解消条例)」施行
平成31(2019)年	「第4次宮崎県障がい者計画」策定
	「手話等の普及及び利用促進に関する条例」施行
令和3(2021)年	「第6期宮崎県障がい福祉計画(第2期宮崎県障がい児福祉計画)」策定
令和6(2024)年	「障がい者差別解消条例」改正
	「第5次宮崎県障がい者計画」改定
	「第7期宮崎県障がい福祉計画(第3期宮崎県障がい児福祉計画)」改定
	「宮崎県発達障がい者支援計画」改定

(2) 現状と課題

令和5（2023）年に県が実施した「障がい者アンケート調査」結果では、「これまでに障がいがあることで不当な扱いを受けたり、いやな思いをしたこと」が「ある」との回答が20.5%（前回調査：平成30（2018）年度33.4%）、県民の障がい者への理解と認識が「以前よりは深まったがまだ不十分」又は「深まっていない」との回答が合計37.8%（前回調査：平成30（2018）年度54.3%）となっており、今後も、障がいを理由とする差別の解消や県民への理解の促進の取組が必要となっています。

障がい者の就労に必要な環境・条件整備については、「障がい者を雇用する事業主の理解」の割合（39.7%）が最も高く、次に「職場仲間の障がい者への理解」（31.3%）が続いています。

障害者雇用促進法の改正により、令和6年4月から民間企業の法定雇用率2.3%から2.5%へ、令和8年7月からは2.5%から2.7%へ段階的に引き上げられる中、障害者就労に関する普及のための啓発・広報等の一層の取組が必要となっています。

また、障がい者の養護者や障がい者福祉施設従事者等による虐待、就労の場での障がいを理由とした使用者からの不当な扱いなどの虐待が確認されており、虐待の未然の防止、早期発見・早期対応、虐待を受けた障がい者に対する保護や自立支援と併せて、虐待をした養護者に対する支援を行うなど、障がい者への権利擁護の取組が必要となっています。

障がいを理由とする差別解消を一層推進するため、令和6（2024）年4月1日から改正障害者差別解消法が施行され、事業者に対し、社会的障壁の除去の実施について、必要かつ合理的な配慮（合理的配慮）の提供が義務付けられることとなります。

障がいの有無によって分け隔てられることなく、誰もが相互に人格と個性を尊重し、支え合う共生社会を実現することが求められます。

(3) 指導の在り方及び配慮事項

学校教育においては、幼児児童生徒が障がいのある人に関わる人権上の問題に主体的に気付くことが必要です。そのためには、障がいのある人に対する理解を深め、思いやりの心を育むとともに、ボランティア等の体験活動への参加を促進し、障がいのある人との交流など多様な学習の機会を充実していくことが大切です。

特に、障がいのある幼児児童生徒との交流は、互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていくことを学ぶ場として捉えることが大切です。

指導においては、以下の点に配慮することが必要です。

- ① 障がいを正しく理解することにより、障がいのある人の問題を社会全体の課題として認識し、共に解決していこうとする態度を育成する。
- ② 一人一人の違いを個性として捉え、認め合い、障がいのある人に対する偏見や差別の問題を解決していく実践力を身に付けるため、共に生きる社会の実現を目指す態度を育成する。
- ③ 障がいのある人自身の進路に関する自己選択や自己決定を尊重し、その思いや願いを共有、共感することを通して、支援やネットワークの活動に積極的に関わる態度を育成する。
- ④ 障がいのある人の社会参加を実現していくために進路指導を充実させ、社会の中で互いの生き方を認め合う人間関係づくりに取り組む。

(4) 参考資料等

- 障害を理由とする差別の解消の推進（内閣府HP）
 - ※ 障害者差別解消法の概要、基本方針、対応要領 対応方針など
<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai.html>

- 障害者差別解消法（内閣府障害者施策担当 作成資料）
 - ※ 合理的配慮の提供等事例集
https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/jirei/pdf/gouriteki_jirei.pdf

- 障害を理由とする偏見や差別をなくしましょう（法務省HP）
 - ※ 政府の取組、各種資料等
https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00131.html

- 教育的観点からの合理的配慮の提供に関するガイド（宮崎県HP）
 - ※ 合理的配慮の不提供の禁止
<https://www.pref.miyazaki.lg.jp/ky-tokubetsushien/kyoikukosodate/kyoiku/gouriteki/index.html>



5 同和問題（部落差別）

（1）これまでの取組

国の取組

年	取組等
昭和40(1965)年	同和对策審議会答申 ※同和問題の解決は国の責務であり、国民的課題と明記
昭和44(1969)年	「同和对策事業特別措置法」施行(10年間の時限法(3年間延長)) ※生活環境の改善等の特別対策を実施
昭和57(1982)年	「地域改善対策特別措置法」施行(5年間の時限法)
昭和62(1987)年	「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(地对財特法)」施行 ※5年間の時限法(5年間延長)
平成8(1996)年	「地域改善対策協議会意見具申」 ※地对財特法を5年間延長。また、特別対策は平成14(2002)年をもって終了し、以降は人権教育・啓発を中心とした、一般対策に移行することなど、今後の施策の方向性を提示
平成12(2000)年	「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」施行 ※人権教育・啓発は国及び地方公共団体の責務であると明記
平成14(2002)年	33年間の特別対策の終了 「人権教育・啓発に関する基本計画」策定(平成23(2011)年一部変更)
平成28(2016)年	「部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)」施行

県の取組

年	取組等
昭和52(1977)年	「宮崎県同和教育基本方針」策定
平成17(2005)年	「宮崎県人権教育・啓発推進方針」「宮崎県人権教育基本方針」策定
平成26(2014)年	「宮崎県人権教育・啓発推進方針」「宮崎県人権教育基本方針」改定
令和4(2022)年	「宮崎県人権尊重の社会づくり条例」施行
令和6(2024)年	「宮崎県人権施策基本方針」策定 「宮崎県人権教育基本方針」改定

（2）現状と課題

同和問題とは、日本社会の歴史的過程で形づくられた身分差別に基づく、我が国固有の人権問題であり、憲法が保障する基本的人権の侵害にかかる重大な社会問題です。

我が国では、同和問題の早期解決を図るため、昭和40(1965)年の同和对策審議会の答申を受けて、昭和44(1969)年に「同和对策事業特別措置法」(昭和44(1969)年7月～昭和57(1982)年3月)を制定後、数々の施策を推進してきました。

このような特別対策により、生活環境の改善をはじめとする物的な面での較差は大きく改善されたことから、平成14(2002)年3月31日をもって33年間にわたる特別対策は終了し、その後は一般対策の中で対応することとなりました。

本県においても、同和問題の早期解決に向けて同和对策事業を推進し、その結果、住宅、道路などの生活環境については相当程度改善されました。

また、平成12(2000)年の「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の施行を受けて、平成17(2005)年に「宮崎県人権教育・啓発推進方針」を策定(平成26(2014)年改定)し、同和問題をはじめとする様々な人権問題の理解を深め、人権尊重社会の実現を目指した人権教育の推進や様々な啓発活動を積極的に展開するなど、同和問題の早期解決に向けた人権意識の

高揚に努めています。

しかしながら、令和4（2022）年に県が実施した「人権に関する県民意識調査」では、「子どもが同和地区出身者と結婚したいと相談してきた場合にどうするか」との問いに対して、肯定的な回答（「子どもの意思を尊重し、親として支援・助力していく」等）が64.4%と、前回調査の60.3%より増加するとともに否定的な回答（「親として反対するが、子どもの意思が強ければしかたない」等）も12.3%と前回の調査より1.4ポイント減少していますが、結婚や就職等の場面における差別意識の解消という点では今なお課題を残しています。

また、全国的には、今でも身元調査のための戸籍謄本等の不正取得事件等が発生しているほか、インターネット上で、同和問題に関する差別的な書き込みや、差別を助長・誘発する目的で同和地区の名称や所在地情報等を流布する行為など、情報化の進展に伴って部落差別に関する悪質な事象も発生しています。

このような状況を踏まえて、平成28（2016）年には「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行され、国や地方公共団体の責務が改めて示されました。

同和問題に対する県民の正しい理解と認識が得られるよう、これまでの取組の経緯と成果を踏まえ、差別意識の解消に向けた、より積極的な教育・啓発活動が求められています。

（3）指導の在り方及び配慮事項

学校教育においては、幼児児童生徒の発達段階及び学校（園）や地域の実情を踏まえ、学校（園）が相互に連携を図り、全教育活動を通して同和問題についての正しい知識を身に付け、基本的人権を尊重する意識や態度を育成し、同和問題の解決を図るための実践力を養うことが求められます。

さらに、同和問題の解決を図るための意志と実践力に富んだ指導者の養成や研修の充実に努める必要があります。

指導においては、以下の内容に配慮することが必要です。

- ① 社会科、地理歴史科及び公民科は同和問題との関連が強く、適切な指導が必要である。小学校第6学年、中学校、高等学校、特別支援学校の教科書で、同和問題に関する内容を取り上げている。したがって、教師は、教科書表記の変遷を踏まえつつ、同和問題に対する正しい知識と認識をもち、同和問題を解決するための意志と実践力とをもちた児童生徒の育成に努めなければならない。
- ② 社会科、地理歴史科及び公民科の学習指導においては、教科の目標と人権教育の目標との関わりを明確にし、児童生徒の発達段階を十分考慮した指導が必要である。

社会科のねらいは、公民としての資質・能力の基礎を育成することであり、また、地理歴史科及び公民科の学習指導においては、公民としての資質・能力の育成することを目指している。

公民としての資質・能力とは、選挙権を有する18歳に求められる「広い視野に立ち、グローバル化する国際社会に主体的に生きる平和で民主的な国家及び社会の有為な形成者に必要な資質・能力」のことである。

こうした公民としての資質・能力は、人権尊重の理念を生かすためには不可欠なものである。

ア 社会科、地理歴史科及び公民科における同和問題に関する基本的な考え方

社会科、地理歴史科及び公民科の目標

人権教育の目標

同和問題の歴史的、社会的要因等を正しく理解させ、差別に関わる偏見の不合理性を認識させるとともに、同和問題を解決しようとする意欲や態度を育てる。

- 望ましい職業観・勤労観を育て、基本的人権を尊重する民主的な人間の形成を図る。
- 同和問題について正しい認識を深め、差別のない明るい社会の実現を目指す実践的態度を育てる。
- 広い視野に立った科学的・合理的な考え方を育てるとともに、部落差別をはじめとするあらゆる差別に関わる偏見の不合理性を認識させる。

イ 指導計画作成上の手順

① 社会科、地理歴史科及び公民科の目標と同和問題との関連を明らかにする。	○ 基本的人権の尊重に関わるねらいや内容は、人権教育の基本理念であり、社会科、地理歴史科及び公民科の目標と共通するものであることを明確にして、共にねらいが達成されるよう配慮する。
② 人権教育の目標と照らし合わせて指導内容を見直す。	○ 同和問題や望ましい職業観・勤労観に関する指導内容については、人権教育の目標と照らし合わせて、精選する。
③ 学年別単元一覧表を作成する。	○ 各単元や分野間の関連を図るとともに、同和問題に関する内容を整理し、単元一覧表を作成する。
④ 年間指導計画を作成する。	○ 同和問題に関する内容について、単元名、目標、指導時数、学習内容、資料等を明らかにし、同和問題の指導が適切に行われるよう、児童生徒の発達段階を考慮して指導計画に位置付ける。

ウ 指導に当たっての留意点

① 全職員の共通理解に立って指導すること。	○ 人権教育は広い視野に立って、学校における全教育活動を通して進められるべきものである。そのためには、学校における人権教育の基本的立場を踏まえ、学級においても、日頃から学級の望ましい人間関係の醸成を図り、社会科、地理歴史科及び公民科における同和問題に関する指導内容の正しい理解と認識が深められるようにする。
② 全職員が研修を深め、指導に積極的に関わること。	○ 社会科、地理歴史科及び公民科の教師だけでなく、同和問題について識見を高めるための研修を全職員を対象に行い、同和問題に関する指導内容や指導方法についての理解を深める。

<p>③ 学校や地域、更には、児童生徒の実態に応じて指導すること。</p>	<p>○ 学校や地域の特性を十分考慮するとともに、児童生徒の実態や発達段階に即して、教科書の記述内容に基づいて、偏った資料ではなく、適切な資料をもとに指導する。その際、児童生徒が興味本位に受け止めることのないよう事実を即して指導し、差別事象を誇張したり、歪曲したりすることのないように配慮する。</p> <p>○ 同和問題（部落差別）に関する教科書の記述は変化している。江戸時代の身分制度をピラミッド型の図式で指導しないようにする。</p>
<p>④ 部落史の研究成果を踏まえ歴史を総合的に捉える学習にすること。</p>	<p>○ 差別されてきた人々の生活の悲惨さを強調するのではなく、文化や生産など社会に貢献してきた生き方に視点を当てた学習内容とする。</p>
<p>⑤ 同和問題を江戸時代の歴史の中に埋没させず、近現代も含めて歴史の流れの中で捉えさせ、同和問題が現在も続いている問題であることを理解させること。</p>	<p>○ 特別に取り出して「特殊な歴史」扱いにしない。</p> <p>○ 結婚差別や就職差別、差別発言や差別落書きなど、今なお残っている部落差別に対して、正しい理解と認識を深める。</p> <p>○ 特に、賤称語については、現在もこの言葉で深く傷つけられている人々がいて、この言葉は、差別をなくすためのみに使うことを許されるものであり、相手を攻撃したり冗談で使ったりすることは許されないものであることを理解させる。</p>
<p>⑥ 同和問題を自分の問題として捉え、正しく判断し行動すること。</p>	<p>○ 現在も差別されている人々の思いや願いを理解し、同和問題を解決するために何ができるか判断し、実践していこうとする態度を養う。</p>

(4) 参考資料等

- 宮崎県教育委員会教職員向け資料（宮崎県教育研修センターHP）

※ 同和問題（部落差別）に関する具体的な指導について

<https://himuka.miyazaki-c.ed.jp/jindou/r03douwamondai.pdf>



※ まなぼう！ 同和問題 ～部落差別を解消するために～

https://himuka.miyazaki-c.ed.jp/family/data/h29_manabou_douwa2.pdf



- 人権教育指導資料－社会教育－（みやざき学び応援ネット）

※ 4. 現状と課題「7. 同和問題」

<https://www.sun.pref.miyazaki.lg.jp/human.html>



6 外国人

(1) これまでの取組

国際社会の取組

年	取組等
昭和23(1948)年	「世界人権宣言」採択
昭和40(1965)年	「人種差別撤廃条約」採択(日本は平成7(1995)年に加入)
昭和41(1966)年	「国際人権規約」採択(昭和51(1976)年発効。日本は昭和54(1979)年に批准)

国の取組

年	取組等
平成28(2016)年	「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(ヘイトスピーチ解消法)」施行
平成29(2017)年	「外国人技能実習法」施行
平成30(2018)年	「外国人材の受け入れ・共生のための総合的対応策」策定
令和元(2019)年	在留資格「特定技能」創設
令和4(2022)年	「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」策定

県の取組

年	取組等
平成13(2001)年	「宮崎県国際化推進基本指針」策定
平成17(2005)年	「宮崎県国際化推進プラン」策定
平成23(2011)年	「みやざき国際化推進プラン」策定
令和元(2019)年	「みやざきグローバルプラン」策定
	みやざき外国人サポートセンターの開設 ※外国人住民等からの相談に対する多言語での対応のほか、生活や防災に関する情報提供等を実施
令和5(2023)年	「みやざきグローバルプラン(第2期)」策定

(2) 現状と課題

国際化の進展に伴い、日本に在留する外国人が増加し、その国籍や言語も多様化する傾向にあります。このため、言語や習慣、文化等の違いにより相互理解が十分でないなどの理由で様々な問題が発生しています。中でも、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動であるヘイトスピーチが大きな問題となっており、こうした行為は人々に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、外国人への偏見や差別意識を生じさせることにもつながりかねないため、平成28(2016)年に「ヘイトスピーチ解消法」が施行されました。

本県における外国人数(参考:宮崎県商工観光労働部「令和5年度宮崎県の国際化の現状」)は、令和4(2022)年12月末現在8,309人で、国籍別にはベトナム籍が31%(構成比、以下同じ)と最も多く、次いでインドネシア籍の12.7%、中国籍の12.3%となっており、県内には90の国・地域の外国人が住んでいます。

また、令和4(2022)年10月末現在、県内で雇用されている外国人労働者数は5,616人(平成29(2017)年:3,490人)、外国人技能実習生数は3,298人(平成29(2017)年:2,342人)となっており、5年前からそれぞれ約1.5倍となっています。労働力の流動化、国際化により、

今後県内においても、外国人労働者は増加していくことが予想されます。

なお、令和4（2022）年に県が実施した「人権に関する県民意識調査」でも、日本に居住する外国人に関して、人権上問題があることとして、「言葉や習慣、宗教が違うので地域社会に受け入れられにくい」（38.0%）と回答した方が最も多くなっています。

あらゆる差別を許さない意識を醸成していくために、一層の相互理解の機会や教育啓発活動に取り組んでいく必要があります。

本県では、多文化共生社会づくりや国際交流の促進等を図るため、令和元（2019）年に「みやざきグローバルプラン」を策定し、令和5（2023）年にこのプランを改定しました。

今後も、このプランを基本として、外国人の人権を擁護するために、児童・生徒・学生に対する人権教育の充実や県民に対する啓発活動を行い、子どもから大人まであらゆる年代の外国人が安心して生活できる環境づくりを推進することが求められています。

（3）指導の在り方及び配慮事項

学校教育においては、これからの国際社会に生きる幼児児童生徒が、外国人や外国の文化に親しみを持ち、正しく理解し、共によりよい社会を形成していこうとする態度の育成が求められます。そのため、国際化の著しい進展を踏まえ、異なる習慣・文化、価値観をもった人々と共に生きることの大切さを理解させる必要があります。

指導においては、以下の点に配慮することが必要です。

- ① 外国人の幼児児童生徒が集団生活に適応したり、自らの思いを表現したりできるように日本語指導を含めた支援を充実する。
- ② 外国人の幼児児童生徒が能力や適性を十分に発揮し、自己実現を図ることができるように、保護者や関係機関と連携し、適切な進路指導を行う。
- ③ 外国人の幼児児童生徒が日本で暮らしている社会的背景及び関係する国の歴史や文化・習慣について理解が深まるような学習を推進する。
- ④ 国際化の著しい進展を踏まえ、教育活動全体を通じて、異文化を尊重する態度や異なる習慣・文化をもった人々と共に生きていく態度を育成する。

（4）参考資料等

- 外国人の人権を尊重しましょう（法務省HP）

※ ポスター、外国人に係る人権侵害事案と人権擁護機関の対応例、各種資料・関連リンク先等

https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00101.html



- 令和5年度「宮崎県の国際化の現状」（宮崎県HP）

※ 国際化推進の取組、県内の外国人、多文化共生等

<https://www.pref.miyazaki.lg.jp/kokusai->

[keizaikoryu/kanko/koryu/20240208085445.html](https://www.pref.miyazaki.lg.jp/kokusai-keizaikoryu/kanko/koryu/20240208085445.html)



7 HIV感染者・ハンセン病患者・感染症患者等

(1) これまでの取組

ア HIV感染者等

国際社会の取組

年	取組等
昭和63(1988)年	「世界エイズデー」(12月1日)制定
平成8(1996)年	「国連合同エイズ計画(UNAIDS)」発足
	「HIV及びエイズと人権に関するガイドライン」採択
令和3(2021)年	「世界エイズ戦略2021～2026」策定

国の取組

年	取組等
平成元(1989)年	「後天性免疫不全症候群の予防に関する法律」施行
平成11(1999)年	「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」施行
	「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針」策定 ※平成18(2006)年、平成24(2012)年、平成30(2018)年に改定

イ ハンセン病患者・元患者等

国の取組

年	取組等
昭和6(1931)年	「癩予防法」制定 ※全患者を対象とする強制隔離政策の強化・拡大
平成8(1996)年	「らい予防法の廃止に関する法律」施行 ※隔離政策の終結
平成13(2001)年	熊本地裁において隔離政策について国の損害賠償責任を認める判決
	「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」施行
平成20(2008)年	「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」制定 ※ハンセン病患者であった人々への偏見・差別を解消し、地域社会で良好な生活を送ることができるようになる。
令和元(2019)年	熊本地裁においてハンセン病元患者家族への国の損害賠償責任を認める判決
	「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」施行

(2) 現状と課題

ア HIV感染者等

エイズ(後天性免疫不全症候群)は、HIV(ヒト免疫不全ウイルス)に感染し、免疫力が低下することによって発症するもので、HIV感染者とは、HIVの感染が確認されているものの、エイズを発症していない状態の人をいいます。

HIV感染者及びエイズ患者(以下「HIV感染者等」という。)は世界では約3,990万人おり(参考:UNAIDS「ファクトシート2024」)、我が国でも、令和5(2023)年に669人の新規HIV感染者等が報告されています(参考:厚生労働省「令和5(2023)年エイズ発生動向」)。

H I Vの主な感染経路は性的接触、血液感染、母子感染ですが、性的接触以外の日常生活において感染する可能性はほとんどありません。また、治療の進歩によって、H I V感染者の早期発見及び早期治療を適切に行うことで、エイズの発症を予防し、他人への感染リスクも大きく低下させることができるようになりました。

しかしながら、正確な情報が十分に伝わっておらず、原因不明で有効な治療法がなく死に至る病であった時代の認識にとどまっている場合が少なくありません。そのことが、感染を心配する人たちを検査や治療から遠ざけ、偏見や差別を招く一因となっています。

今後とも、エイズについての正しい知識の普及・啓発を図るとともに、本人の人権を尊重し、偏見や差別意識を解消するための啓発活動など、一人一人が安心して医療を受けながら暮らすことのできる社会づくりの一層の推進が求められています。

イ ハンセン病患者・元患者等

ハンセン病は、らい菌による感染症ですが、らい菌に感染しただけでは発病する可能性は極めて低く、現在では、発病した場合であっても、治療方法が確立しています。

そのため、ハンセン病患者を隔離する必要は全くありませんでしたが、我が国においては、古くから施設入所を強制する隔離政策が採られてきました。このことにより、ハンセン病は恐ろしいというイメージが助長され、ハンセン病患者・元患者やその家族に対する偏見や差別につながりました。

この隔離政策は、平成8（1996）年に「らい予防法の廃止に関する法律」の施行により終結しました。

しかし、療養所入所者の多くは、強制隔離の期間が長期に及んだことや高齢化、社会の偏見や差別が未だに存在することなどにより、社会復帰が困難な状況にあります。

今後とも、ハンセン病についての正しい知識の普及・啓発を図るとともに、その本人や家族の人権を尊重し、偏見や差別意識を解消するための啓発活動など、一人ひとりが安心して医療を受けながら暮らすことのできる社会づくりの一層の推進が求められています。

ウ 感染症患者等

令和2（2020）年からの新型コロナウイルス感染症の国内流行により、新型コロナウイルス感染症の感染者や濃厚接触者、感染症に対応する医療・福祉従事者、さらにはその家族等に対して、様々な誹謗中傷や偏見、差別が発生したほか、県外との往来者や流通業など社会生活の維持に欠かせない職業に従事する人々に対しても、偏見や差別が広がりました。

令和4（2022）年に県が実施した「人権に関する県民意識調査」の結果においても、新型コロナウイルス感染症に関する人権問題として、「感染者とその家族」、「治療に当たる医療従事者等やその家族」、「集団感染が発生した医療機関・学校等」に対する誹謗中傷や差別的な取扱いを問題と考えている回答が上位に挙げられています。

「新型インフルエンザ等対策特別措置法」の改正（令和3（2021）年2月施行）により、感染者やその家族、医療従事者等に対する差別的取扱いを防止するための規定が設けられました。

今後も新興感染症や再興感染症が流行した際には、未知のウイルスに対する不安や無理解等により、同様の差別的行為等を受けることのないよう、誹謗中傷や偏見、差別を防止するため、正しい知識の普及啓発に取り組んでいく必要があります。

(3) 指導の在り方及び配慮事項

ア HIV感染者等

学校教育においては、HIV感染者やエイズ患者に対する偏見や差別意識を払拭するために、エイズ教育（性教育）の推進を通じて、発達段階に応じて正しい知識を身に付けさせることが必要です。そのためには、正しい理解を図るための教材開発や教職員の研修を充実することが大切です。

指導においては、以下の点に配慮することが必要です。

- ① HIV感染等について正しく理解するとともに、偏見や差別の実態を正しく捉え、共に生きる社会を築こうとする態度や実践力を高める学習に努める。
- ② 幼児児童生徒の家族にHIV感染者・エイズ患者がいたり、HIVに感染している幼児児童生徒が在籍したりしている場合には、偏見や差別に傷付き、苦しんだり悩んだりすることがないように配慮する。
- ③ 養護教諭や関係機関との連携を図りながらエイズ教育（性教育）の指導の充実に努める。

イ ハンセン病患者・元患者等

学校教育においては、ハンセン病に対する偏見や差別意識を解消し、ハンセン病患者・元患者等に対する正しい理解が深まるような学習が求められます。

指導においては、以下の点に配慮することが必要です。

- ① ハンセン病患者・元患者等の当事者の話を聞くことや施設を訪問するほか、厚生労働省作成のパンフレット「ハンセン病の向こう側」や法務省作成の人権啓発動画及び冊子等を活用して、ハンセン病や患者等に対する正しい理解を深め、偏見や差別意識を解消していく態度や実践力を高める学習を行う。
- ② 国の政策や判決等の学習だけに終わることなく、ハンセン病患者・元患者等と共に生きる社会の実現を目指す態度の育成を図る。

ウ 感染症患者等

学校教育においては、悪質な偏見や差別の撲滅に向け、新型コロナウイルス感染症等の疾患に対する正しい理解が深まるような学習が求められます。

指導においては、以下の点に配慮することが必要です。

- 感染症に対する不安から陥りやすい差別や偏見などについて考えるきっかけとなるような啓発動画「新型コロナウイルス～差別・偏見をなくそうプロジェクト～」や関連資料などを活用して、正しい理解を深め、感染者やその家族、医療従事者等への偏見や差別意識を解消していく態度や実践力を高める学習を行う。

(4) 参考資料等

- 「HIV感染者・ハンセン病患者等」に関する参考資料（文部科学省HP）

- ※ 関係法令等、通知、パンフレット・白書等

- https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/jinken/sankosiryoyo/1322245.htm



- 「API-Net」（エイズ予防情報ネット）

- ※ HIV／エイズの知識、世界・日本の状況等

- <https://api-net.jfap.or.jp/index.html>



- ハンセン病の向こう側（厚生労働省 作成資料）

- ※ 中学生向けパンフレット

- <https://www.mhlw.go.jp/houdou/2003/01/dl/h0131-5i.pdf>



- ハンセン病問題を正しく伝えるために（厚生労働省 作成資料）

- ※ 指導者向けパンフレット

- <https://www.mhlw.go.jp/houdou/2003/01/dl/h0131-5j.pdf>



- ハンセン病について正しく理解しましょう（宮崎県HP）

- ※ ハンセン病とは、宮崎県の取り組み等

- <https://www.pref.miyazaki.lg.jp/kenkozoshin/kurashi/hoken/20220611101957.html>



- 新型コロナウイルス感染症に関する差別・偏見の防止に向けて

（文部科学省HP）

- ※ 新型コロナウイルス“差別・偏見をなくそう”プロジェクト等

- https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00122.html



- 感染症に関連した偏見や差別をなくしましょう（法務省HP）

- ※ 様々な感染症、感染症に関する差別にお悩みの方へ等

- https://www.moj.go.jp/JINKEN/stop_coronasabetsu.html



8 犯罪被害者等

(1) これまでの取組

国の取組

年	取組等
昭和56(1981)年	「犯罪被害者等給付金支給法」施行 ※現在、「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」に改題
平成12(2000)年	「犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律」制定 ※現在、「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律」に改題
平成16(2004)年	「犯罪被害者等基本法」制定
平成17(2005)年	「犯罪被害者等基本計画」策定 ※平成23(2011)年、平成28(2016)年に改定
令和3(2021)年	「第4次犯罪被害者等基本計画」策定

県の取組

年	取組等
平成8(1996)年	県警察本部が「宮崎県警察被害者対策要綱」を制定 ※平成23(2011)年に「宮崎県警察犯罪被害者等支援要綱」に改定
平成11(1999)年	県警察本部に「犯罪被害者対策室」を設置 ※現在、「犯罪被害者支援室」に改称
平成16(2004)年	社団法人宮崎犯罪被害者支援センターの設立 ※現在、「公益財団法人みやざき被害者支援センター」に改称
平成28(2016)年	性暴力被害者等の総合的な支援を行う性暴力被害者支援センター「さぼーとねっと宮崎」の開設
令和3(2021)年	「宮崎県犯罪被害者等支援条例」施行
令和4(2022)年	「宮崎県犯罪被害者等支援基本計画」策定

(2) 現状と課題

犯罪被害者とその家族又は遺族(以下、「犯罪被害者等」という。)は、突然、事件・事故に遭遇し、生命を奪われる(家族を失う)、身体を傷つけられる、財産を奪われるといった直接的な被害を受けるだけでなく、それに伴い生じる精神的な苦痛や再び犯罪の被害に遭うことへの不安、さらに、周囲の無理解や心ない言動、インターネットを通じて行われる誹謗中傷、報道機関による過剰な取材等による二次被害にも苦しみ、社会から孤立する状況も見られます。

特に、性犯罪被害者の場合は、被害に遭ったことを周囲に相談しづらかったり、また、相談する場合も自身の被害について繰り返し話さなければならないことで、更に精神的ダメージを受けたり、被害直後のみならず、相当な期間を経過しても様々な困難や苦しみに直面しています。

このような状況に置かれた犯罪被害者等に対して、個人の尊厳にふさわしい処遇が保障され、早期に被害から回復し、平穏な日常生活を取り戻すことができるよう、関係機関の連携の下、犯罪被害者等に寄り添い、途切れることのない、適切できめ細かな支援を行っていくとともに、県民一人ひとりが犯罪被害者等の声に耳を傾け、その置かれている状況についての理解を深めるための啓発活動等を推進する必要があります。

(3) 指導の在り方及び配慮事項

学校教育においては、犯罪被害者等が精神的被害や経済的被害など様々な苦しみを背負っていることを理解させるとともに、犯罪被害に対する周囲の人からの偏見や差別、マスコミによるプライバシーの侵害など様々な問題について認識を深めさせることが必要です。

指導においては、以下の点について配慮することが必要です。

- ① 犯罪被害者等の立場を十分配慮した上で、慎重に学習が進められるようにする。
- ② 法の整備や犯罪被害者等の支援の必要性に関する意識の高まりなどについて、調査したり、まとめたりする機会を設けることにより、犯罪被害者等の思いや願いを十分に理解できるようにする。

(4) 参考資料等

- 決して他人ごとではありません。犯罪被害者を支えるには？

(政府広報オンライン)

<https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201611/3.html>



- 法務省における犯罪被害者等施策（法務省HP）

https://www.moj.go.jp/hisho/saihanboushi/hisho04_00100.html



9 インターネットを利用した人権侵害

(1) これまでの取組

国の取組

年	取組等
平成14(2002)年	「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(プロバイダ責任制限法)」施行 ※プロバイダ等の保有する発信者の情報の開示請求が可能となった。
平成15(2003)年	「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(出会い系サイト規制法)」施行
	「個人情報保護法」施行
平成21(2009)年	「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」施行
平成26(2014)年	「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律(リベンジポルノ規制法)」施行
令和4(2022)年	「刑法等の一部を改正する法律」施行 ※侮辱罪の法定刑引き上げ
	「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律」施行 ※新たな裁判手続(非訴手続)の創設、開示請求を行うことができる範囲の見直し
令和5(2023)年	「刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律」及び「性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律」施行
令和6(2024)年	「情報流通プラットフォーム対処法」公布 ※令和7(2025)年施行予定

(2) 現状と課題

インターネットは、パソコン、スマートフォン、タブレット端末等を使って、誰でも気軽に情報を受信・発信できる便利なメディアとして、私たちの生活に欠かせないものとなっています。

一方で、その匿名性や情報発信の容易さから、個人の名誉を侵害したり、本人の了承を得ずに住所や顔写真等のプライバシーを侵害する情報を掲載したり、他人を誹謗中傷する表現、特定の民族・国籍の人々や同和問題(部落差別)に関して差別を助長する表現等が、SNSやインターネット掲示板等に掲載されるなど、人権に関わる様々な問題が発生しており、インターネット上の人権侵害の問題は、近年深刻化しています。

また、スマートフォンをはじめ、様々なインターネット接続機器等の普及に伴い、子どものインターネットの利用時間は増加傾向にあり、SNS等の利用を通じたじめや児童ポルノ等の犯罪被害、対人関係のトラブルなど、子どものインターネット利用による様々な問題が起きている。インターネット上に掲載された情報等は、一旦拡散してしまうと完全に削除することは非常に困難です。

令和4(2022)年に県が実施した「人権に関する県民意識調査」では、関心をもっている人権として、「インターネットによる人権問題」と回答した方は35.2%で、これは全体の3番目に高い数値となっており、インターネットによる人権問題への県民の関心は高いといえます。

また、インターネットにおいて、人権上問題があることとして、「他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現など、人権を侵害する情報が掲載されている」(64.9%)、「プライバシーに関する情報や写真が無断で掲載されており、一旦拡散してしまうと削除が困難である」(53.8%)

等を問題と考えている方が多くなっています。

インターネットを利用した人権侵害を防止するため、インターネット利用者やプロバイダ等が、個人の名誉をはじめとする人権に関する正しい理解を深めるための教育・啓発を推進することが求められています。

(3) 指導の在り方及び配慮事項

学校教育においては、情報化推進リーダーの下、職員研修を実施し、インターネットを活用した教育の充実を図るとともに、幼児児童生徒一人一人に対する情報モラルの指導の徹底が重要となってきます。

指導においては、以下の点について配慮することが必要です。

- ① インターネット利用上の情報モラルに関する指導について、指導体制を見直すとともに、教育課程や指導計画に位置付け、組織的・計画的に実施する。
- ② 情報に関する内容を取り扱う教科等で、情報の収集・発信における個人の責任や情報のモラルについて理解を図る。
- ③ インターネット利用上のルールやマナーについて、学校（園）・学級便りや参観日等の様々な場面を通して、家庭・地域社会への啓発に努める。

(4) 参考資料等

- 人権教育（文部科学省HP）

※ 「インターネットによる人権侵害」に関する参考資料

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/jinken/sankosiryo/1322252.htm



- インターネット上の人権侵害をなくしましょう（法務省HP）

※ SNS利用に関する啓発、啓発資料等

<https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken88.html>



10 多様な性

(1) これまでの取組

国の取組

年	取組等
平成16(2004)年	「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」施行 ※一定の要件を満たした場合に、戸籍上の性別の変更が可能となった。
平成27(2015)年	「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細やかな対応の実施等について」の通知発出
令和2(2020)年	「労働施策総合推進法」改正 ※「パワーハラスメント防止のための指針」において、性的指向・性自認に関する侮辱的な言動や、性的指向・性自認等の機微な個人情報について当該労働者の了解を得ずに他の労働者に暴露することをパワハラ該当例として明記
令和5(2023)年	「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」施行

(2) 現状と課題

人の性(セクシュアリティ)は、男性・女性の「生物学的性(生まれたときの身体の性別)」だけに分けられるものではなく、性のあり方は非常に複雑で多様なものです。

多様な性を表現することばとしてLGBTがありますが、近年は、LGBTに加え、「性的指向(Sexual Orientation)」と「性自認(Gender Identity)」の頭文字から「SOGI(ソジ/ソギ)」という略称も用いられます。

「性的指向」とは、どのような性別の人を好きになるかを指す概念で、異性愛、同性愛、両性愛のほか、男性・女性どちらに対しても恋愛感情等を抱かないということもあります。

「性自認」とは、自分の性をどのように認識しているのかを指す概念で、生物学的性と性自認が一致している、生物学的性に違和感をもち別の性別で生きたい・生きている、男性・女性のいずれかとは明確に認識していない、決められない、分からないなどがあります。

その中で、同性愛、両性愛等の性的指向の方や生物学的性と性自認が一致しない方等は、社会生活の中で、偏見の目にさらされたり、差別的な言動を受けたりする等、様々な人権に関わる問題に直面しています。また、カミングアウトされた性のあり方を本人の同意なく他人に伝えるアウティングが社会問題となっています。

なお、近年、お互いをパートナーとして認めることを宣誓した同性カップルであることを証明する「パートナーシップ宣誓制度」を導入する自治体が増えており、当事者の方が生きやすい社会を支援する動きが広がっています。

性のあり方は、個人の尊厳に関わる重要な問題です。誰もが自分のセクシュアリティを尊重される、自分らしく生きられる社会をつくるためにも、多様な性について理解すること等が大切です。

(3) 指導の在り方及び配慮事項

学校教育においては、性的少数者の人権を守るために、性に対する多様な在り方を認識し、理解を深めていくことが必要です。人はそれぞれ外見も考え方も違います。しかし、その違いを理由に偏見をもたれたり、差別されたりすることが少なくありません。これからは、このような違いも個性として捉え、互いに認め合うことの大切さを様々な場で指導していく必要があります。

指導においては、以下の点に配慮することが必要です。

- ① 性的少数者に対する周囲の無理解や差別的扱いなどの問題を人権問題として認識することができるようにする。
- ② 性的少数者として悩んでいる幼児児童生徒がいる場合には、その悩みを十分に受け止め、偏見や中傷に傷付き、苦しんだり悩んだりすることがないように配慮する。その際、プライバシーには十分配慮し、保護者や他の教職員、関係機関とも連携を図る。

(4) 参考資料等

- 性的マイノリティに関する施策（文部科学省HP）

- ※ 学校における対応等について 等

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/jinken/sankosiryoy/1415166_00004.htm



- 人権同和教育課作成各種資料等（宮崎県教育研修センターHP）

- ※ 教職員向け資料「多様な性について理解を深めましょう」

- ※ 性的少数者（性的マイノリティ）相談対応マニュアル 等

<https://mkkc.miyazaki-c.ed.jp/iinkai/jindoukyouiku/>



11 刑を終えて出所した人

(1) これまでの取組

国の取組

年	取組等
平成19(2007)年	「更生保護法」制定
平成24(2012)年	「再犯防止に向けた総合対策」
平成28(2016)年	「再犯の防止等の推進に関する法律」施行
平成29(2017)年	「再犯防止推進計画」策定
令和5(2023)年	「第二次再犯防止推進計画」策定

県の取組

年	取組等
令和2(2020)年	「宮崎県再犯防止推進計画」策定
令和6(2024)年	「第二次宮崎県再犯防止推進計画」策定

(2) 現状と課題

刑を終えて出所した人に対しては、本人の真摯な更生の意欲がある場合であっても、県民の意識の中に根強い偏見や差別意識があることから、就職や住居の確保に際して大きな障害となるなど、社会復帰を目指す人たちにとって現実には極めて厳しい状況にあり、出所後の適切な支援を受けられないまま、地域社会で孤立し、再び罪を犯す人もいます。

刑を終えて出所した人に対しては、保護司、更生保護女性会、BBS会*等の民間更生保護ボランティアや、就労を支援する協力雇用主、更生保護法人等によって支援が行われているほか、法務省では、犯罪や非行の防止と、罪を犯した者たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない地域社会を築くため、7月を強調月間とした「社会を明るくする運動」に取り組んでいます。

刑を終えて出所した人が真に更生し、社会の一員として円滑な生活を営むことができるようにするためには、本人の強い更生意欲とともに、家族、職場、地域社会など周囲の人々の理解と協力が欠かせません。

そのため、刑を終えて出所した人に対する偏見や差別意識を解消し、その社会復帰に資するための啓発活動を積極的に推進する必要があります。

*BBS会

BBS (Big Brothers and Sisters Movement の略) は、様々な問題を抱える少年と、兄や姉のような身近な存在として接しながら、少年が自分自身で問題を解決したり、健全に成長していくのを支援するとともに、犯罪や非行のない地域社会の実現を目指す青年ボランティア団体。(「法務省」HPより)

(3) 指導の在り方及び配慮事項

学校教育においては、家庭・地域社会や行政機関とも連携を図り、刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や差別意識を解消していくための教育を推進する必要があります。

指導においては、以下の点に配慮することが必要です。

- ① 刑を終えて出所した人の更生のために、プライバシーを保護し、社会から排除しないという考え方に立つようにする。
- ② 幼児児童生徒の中で、刑に服している人や刑を終えて出所した人が家族にいる場合には、偏見や差別に傷付き、苦しんだり悩んだりすることがないように配慮する。

(4) 参考資料等

- 「人権を学ぼう」コーナー（人権ライブラリー）

- ※ 刑を終えて出所した人やその家族

- ※ <https://www.jinken-library.jp/study/prisoner.php>



- 人権教育指導資料－社会教育－（みやざき学び応援ネット）

- ※ 4. 現状と課題「13. 刑を終えて出所した人に関する問題」

- ※ <https://www.sun.pref.miyazaki.lg.jp/human.html>



12 北朝鮮当局による拉致問題等

(1) これまでの取組

国際社会の取組

年	取組等
平成 17 (2005) 年	国連総会における「北朝鮮の人権状況に関する決議」 ※平成 17 年以降令和 2 年まで毎年採択

国の取組

年	取組等
平成 15 (2003) 年	「北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律」(拉致被害者支援法) 施行 ※平成 27 (2015) 年に改正
平成 18 (2006) 年	「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」(北朝鮮人権法) 施行

(2) 現状と課題

平成 14 (2002) 年 9 月の日朝首脳会議において、北朝鮮は長年否定していた日本人の拉致を初めて認めて謝罪し、再発の防止を約束しました。政府が認定している拉致被害者は 17 人ですが、これまでに帰国した 5 人を除く拉致被害者の安否については、いまだ北朝鮮当局から納得のいく説明がされておらず、政府は、拉致被害者の即時帰国、真相究明及び拉致実行犯の引渡しを強く要求しています。

政府が認定している拉致被害者 (17 人) のうち、原敕晃さんは、宮崎県内で拉致されています。また、民間団体の「特定失踪者問題調査会」では、拉致された疑いが否定できない失踪者 (特定失踪者) として、本県関係者 4 人を含みリストを公開しています。

このような拉致問題等の真相を究明し、早期に全面解決するためには、県民一人ひとりが拉致問題等に対する関心と理解を一層深めていくことが重要となっています。

(3) 指導の在り方及び配慮事項

学校教育においては、児童生徒の発達段階等に応じて、拉致問題等に対する理解を深めるための取組を推進することが重要です。

指導においては、以下の点に配慮することが必要です。

- ① 児童生徒の発達段階を考慮して、社会科や道徳科、学級活動、ホームルーム活動等と関連付けた指導を行い、拉致問題等についての理解を深めることができるようにする。
- ② 拉致問題等に関する学習を通して、児童生徒に人権の意義や重要性について理解を深めさせるとともに、様々な人権問題について関心が高まるように配慮する。
- ③ 拉致問題啓発ビデオ「めぐみ」等の政府が作成した資料を活用することにより、人権侵害を受けた人や家族の立場に立って理解できるようにし、拉致問題等の解決に関心をもとうとする態度を育てる。
 - ・ 社会科や道徳科、ホームルーム活動等での視聴
 - ・ 「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」(12 月 10 日から 16 日まで) における視聴等

(4) 参考資料等

- 北朝鮮による日本人拉致問題（政府 拉致問題対策本部HP）

- ※ 拉致問題啓発活動資料（パンフレット）
- ※ 拉致被害者ご家族メッセージ
- ※ 北朝鮮人権侵害問題啓発週間 作文コンクール入賞作品集
- ※ アニメ「めぐみ」の無料ダウンロード など

<https://www.rachi.go.jp/index.html>



- 政府拉致問題対策本部公式動画チャンネル（YouTube）

- ※ 北朝鮮による拉致問題を考える—日本の拉致被害者御家族の訴え—
- ※ 拉致問題に関する中学生サミット
- ※ アニメ「めぐみ」 など

<https://www.youtube.com/c/rachitaichannel>



- 「北朝鮮当局による拉致問題等」に関する参考資料（文部科学省HP）

- ※ アニメ「めぐみ」を学校で活用する際の指導の参考になる資料
- ※ パンフレット・白書 など

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/jinken/sankosiryu/1322255.htm



- 北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めましょう（法務省HP）

<https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken103.html>



13 働く人

(1) これまでの取組

国際社会の取組

年	取組等
令和元(2019)年	「仕事の世界における暴力及びハラスメントの撤廃に関する条約」の採択

国の取組

令和元(2019)年	「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」改正 ※職場におけるパワー・ハラスメントについての防止措置が事業主に義務付けられた
令和4(2022)年	パワー・ハラスメントの雇用管理上の措置義務について中小事業主においても義務化

県の取組

令和6(2024)年	「宮崎県人権施策基本方針」(令和6年3月策定)
------------	-------------------------

(2) 現状と課題

企業等は、社会を構成する一員として、職場における人権が尊重される環境づくりを推進していくことが求められています。しかしながら、長時間労働や過重労働、職場におけるパワー・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント(マタニティ・ハラスメント^{*1})等の各種ハラスメントが今も続いており、国籍や障がい、性的指向や性自認等を理由とした差別や偏見、不当な取扱いに加え、職場における立場を利用した性加害等も新たな問題となっています。そのほか、従業員等が、顧客等からの暴力や暴言、過剰な要求や悪質なクレーム等の著しい迷惑行為を受ける、いわゆるカスタマー・ハラスメント^{*2}が近年問題となっています。

国においては、「男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法」において、セクシュアル・ハラスメントや妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントに係る規定が一部改定され、職場でのハラスメント防止対策の措置に加えて、労働者が事業主にハラスメントの相談をしたこと等を理由とする事業主による不利益取扱いが禁止されるなど、ハラスメント対策が強化されています。また、働く人がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現する働き方改革を総合的に推進するため、平成31(2019)年4月より順次、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保等のための措置が講じられています。

誰もが安心して、やりがいをもって働くことができる職場づくりを推進していくことが求められています。

^{*1} マタニティ・ハラスメント

「職場」において行われる上司・同僚からの言動(妊娠・出産したこと、育児休業等の利用に関する言動)により、妊娠・出産した「女性労働者」や育児休業等を申出・取得した「男女労働者」の就業環境が害されること。妊娠等の状態や育児休業制度等の利用等と嫌がらせ等となる行為の間に因果関係があるものがハラスメントに該当する。(「厚生労働省」HPより)

^{*2} カスタマー・ハラスメント

顧客等からの暴行、脅迫、ひどい暴言、不当な要求等の著しい迷惑行為。(「厚生労働省」HPより)

(3) 指導の在り方及び配慮事項

学校教育においては、児童生徒の発達段階等に応じて、労働や労働環境等に対する理解を深めるための取組を推進することが重要です。

指導においては、以下の点に配慮することが必要です。

- ① 児童生徒の発達段階を考慮して、社会科や道徳科、学級活動、ホームルーム活動等と関連付けた指導を行い、労働環境等についての理解を深めることができるようにする。
- ② 労働環境等に関する学習を通して、児童生徒に人権の意義や重要性について理解を深めさせるとともに、様々な人権問題について関心が高まるように配慮する。

(4) 参考資料等

- 教職員課（宮崎県教育研修センターHP）

- ※ 学校における働き方改革推進プラン【第二期】

- <https://mkkc.miyazaki-c.ed.jp/iinkai/kyousyokuin/>



- 「働き方改革」の実現に向けて（厚生労働省HP）

- ※ 「働き方改革」の目指すもの

- ※ 「働き方改革」の実現に向けた厚生労働省の取組み 等

- <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000148322.html>



- 職場におけるハラスメントの防止のために（セクシュアルハラスメント/妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント/パワーハラスメント）

(厚生労働省HP)

- ※ 職場におけるセクシュアルハラスメントについて

- ※ 職場における妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントについて

- ※ 職場におけるパワーハラスメントについて など

- https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/seisaku06/index.html



14 その他の問題

(1) 現状と課題

現代社会においては、これまで述べてきた問題以外にも、アイヌの人々に対する偏見や、ホームレスに対する人権侵害の問題、災害等に起因する人権問題（東日本大震災に伴う人権問題等）に関連する偏見や差別、自分の事柄を開示する「カミングアウト」に対して、他者に関するプライバシーを本人の承諾を得ずに曝す「アウティング」など、様々な人権に関する問題が存在しています。

今後、社会の急速な変化の中で、さらに新たな人権問題が発生してくる可能性があります。

(2) 指導の在り方及び配慮事項

学校教育においては、様々な人権問題を看過することがないようにそれぞれの問題の現状と課題を把握し、偏見や差別をなくし、一人一人の人権が尊重されるよう、状況に応じた教育を推進することが求められます。

指導においては、以下の点に配慮することが必要です。

- ① 人権侵害を受けた人の立場に立つことができる想像力や共感的に理解する力を培うようにする。
- ② 法の整備や人権擁護に関する国民の意識の高まりに関心を持ち、人権上の問題について理解しようとする態度を育てる。

(3) 参考資料等

- アイヌの人々に対する偏見や差別をなくそう（法務省HP）

※ 課題、政府の取組 等

https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken05_00004.html



- 「人権を学ぼう」コーナー（人権ライブラリー）

※ ホームレス

<https://www.jinken-library.jp/study/homeless.php>

